

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年4月16日

近畿地方整備局

淀川河川事務所長 吉田延雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、工事の発注方針や現場条件を踏まえた施工方法や仮設計画、詳細設計成果を反映し、発注図面や数量総括表を作成した上で積算の一部を行うことから、設計・施工・積算と工事発注に関して一貫した専門的な技術力を有していること。また、国の積算基準書のとりまとめを行うことのできる能力を有しているとともに業務内容や取り扱うデータ等から特定の企業と関係しない公平・中立な立場と厳格な守秘性が求められることから、(社)近畿建設協会(以下「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参会意志確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度淀川河川事務所工事積算補助業務
- (2) 業務内容 淀川河川事務所が行う工事の発注に伴う積算資料(発注図面、数量総括表等の作成及び基礎データ入力)
- (3) 履行期限 契約の翌日から平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務については、発注方針や現場条件等の一連の流れを踏まえた工事の発注に必要な発注図書及び積算関連図書等の作成を行うとともに工事費の一部の積算をおこなうものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

工事の発注方針や現場条件を踏まえた施工方法や仮設計画、詳細設計成果を反映し、発注図面や数量総括表を作成した上で積算の一部を行うことから、設計・施工・積算と工事発注に関して一貫した専門的な技術力を有していること。また、国の積算基準書のとりまとめを行うことのできる能力を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面において関連なく、中立性・公平性に欠けるものでないこと。

4) 守秘性に関する要件

・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

①淀川河川事務所管内（大阪府内又は京都府内）に、本・支社（店）または営業所があること。

②常時、積算補助業務を実施する担当技術者とその体制を確保すること。

③本業務を独立した執務室で実施できるとともに執務室のセキュリティーが確立されていること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した積算補助業務。

・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県又は政令市が発注した一般国道又は一級河川に係る積算補助業務。

7) その他必要と認められた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に体制がとれること。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

①資格要件

ア) 1級土木施工管理技師の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技師の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

②同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有してい

る者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し港湾空港部を除く）が発注した積算補助業務。

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県又は政令市が発注した一般国道又は一級河川に係る積算補助業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2番10号
近畿地方整備局 淀川河川事務所 経理課契約指導係
TEL：072-843-2861（代） FAX：072-844-5492

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年4月16日（月）から平成19年4月25日（水）までの土曜日、日曜日および祭日は除く毎日、9時30分から16時30分まで

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年4月26日（木）16時30分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参とする。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年5月17日（木）16時30分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術（または企画）提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていること。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service :

2007 Yodogawa central control center administration duties

(2) Time-limit to express interests:

Thrrthday, April, 26, 2007 16:30

- (3) Contact point for documentation relating to the proposal:
Accounting section contract guidance person in charge,
Yodogawa river office,Kinki regional Development Bureau,
Ministry of Land,Infrastructure and Transport,
2-2-10 Shimmachi, Hirakata-City,573-1191
Tel 072-843-2861 Fax 072-844-5492
- (4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:
Accounting section contract guidance person in charge,
Yodogawa river office,Kinki regional Development Bureau,
Ministry of Land,Infrastructure and Transport,
2-2-10 Shimmachi, Hirakata-City,573-1191
Tel 072-843-2861 Fax 072-844-5492

以 上